

## 1 経緯

近隣市町において中小企業支援に向けた条例制定の動きがある中で、平成 29 年3月作成の裾野市産業基本計画において、中小企業の経営の向上や新事業展開の促進等、実効性のある中小企業活性化を図るため条例を策定し支援する計画となっている。そのため平成 30 年度から策定検討会を立ち上げ条例策定に取り組んできた。

## 2 条例の目的

この条例は、中小企業及び小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務や中小企業等の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、中小企業及び小規模企業の振興のために行う基本的な施策を定めることにより、中小企業及び小規模企業の振興を図り、もって地域経済・地域産業の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。(条例第 1 条)

## 3 県及び近隣他市の制定状況

富士市 平成 19 年3月 26 日制定 富士市中小企業振興基本条例

平成 30 年3月 30 日全文改正 富士市中小企業及び小規模企業振興基本条例

三島市 平成 27 年12 月 16 日制定 三島市中小企業振興条例

静岡県 平成 28 年12 月 27 日制定 静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例

沼津市 平成 29 年3月 31 日制定 沼津市中小企業振興基本条例

御殿場市 平成 30 年6月 15 日制定 御殿場市中小企業振興基本条例

## 4 策定経過

市民参加によるワークショップ実施 平成 30 年8月 29 日

第1回検討会 平成 30 年9月 26 日

第2回検討会 平成 30 年10 月 31 日

第3回検討会 平成 30 年12 月 20 日

第4回検討会 平成 31 年2月 14 日

産業建設委員会協議会への説明① 令和元年5月 13 日

産業建設委員会協議会への説明② 令和元年6月 5日

(パブリックコメント等の対応)

パブリックコメントの実施 令和元年7月1日から7月 31 日

コメント件数 … 3件

第5回検討会 令和元年9月 20 日

産業建設委員会協議会 令和元年 12 月 3 日

## 5 条例案に対する議会修正後に制定

検討会案に対しパブリックコメントにより修正を加えて議会提出

パブリックコメントによる未修正部分等について議会で修正案が加えられ議決に至る

令和元年 12 月 11 日(条例第22号)制定

## 裾野市中小企業・小規模企業振興基本条例 第11条 に係る取り組み一覧

	基本的施策の項目(第11条)	具体的な事業や制度、措置等
(1)	安定的な中小企業等の事業活動の支援及び経営基盤の強化のため、必要な施策を講ずること。	商工団体等への補助金・負担金 各種利子補給事業(小口、経済変動対策、特別政策)
(2)	経済的・社会的環境の変化に対応した中小企業等の経営の革新を支援するため、必要な施策を講ずること。	中小企業経営革新事業補助 先端設備導入計画の認定
(3)	円滑な中小企業等の創業を支援するため、必要な施策を講ずること。	創業支援等事業計画(商工会等との連携) 特別政策資金利子補給 産業連携プラットフォーム運営事業(R4.3.31終了)
(4)	中小企業等の事業活動に必要な資金が円滑に供給されるよう、必要な施策を講ずること。	小口資金利子補給 特別政策資金利子補給 経済変動対策利子補給 セーフティネット等認定
(5)	多様な需要に応じた新たな商品の販売先の開拓及び取引の拡大を目指して行う中小企業等の取組を支援するため、必要な施策を講ずること。	商工団体等への補助金・負担金 すそのブランド推進事業 富士山ネットワーク会議への参画 中小企業経営革新事業補助 産業連携プラットフォーム運営事業(R4.3.31終了)
(6)	今後、少子高齢化の進行等により生産年齢人口が減少していくおそれがあることを踏まえ、中小企業等の事業活動を担う人材の育成及び確保を支援するため、必要な施策を講ずること。	合同就職面接会・説明会 内職相談 移住・就業支援事業(市長戦略課へ移管)
(7)	中小企業等に対して、経営の向上のために有用な新たな技術、新たなサービス等に関する情報の提供を行うため、必要な施策を講ずること。	メルマガ配信 関係資料の配布、配架(公共施設) HP掲載情報の充実
(8)	中小企業等の振興に必要となる情報の提供や共有することを目的とする産学官金連携(中小企業等、大企業、教育機関等、国、他の地方公共団体及び市並びに金融機関が相互に連携することをいう。)によるネットワークを構築するため、必要な施策を講ずること。	裾野市中小企業等振興推進会議の開催 中小企業等への訪問(情報交換) 産業連携プラットフォーム運営事業(R4.3.31終了)
(9)	後継者の育成その他の中小企業等の円滑な事業の承継のための取組を支援するため、必要な施策を講ずること。	事業承継ネットワーク会議への参加 メルマガ等を使用した情報の発信
(10)	中小企業等の振興のための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。	状況に応じた振興策の情報収集 積算根拠に基づく予算要求(新年度・補正) 国や県制度の活用による財源の確保
(11)	市が行う工事の発注、物品及び役務の調達に当たり、予算の適正な執行に留意の上、中小企業等の受注機会の増大に努めるとともに、必要な行政上の措置を講ずるよう努めること。	入札参加資格者登録(行政課) 裾野市小規模契約希望者登録制度(行政課) 上記制度の紹介や登録についての情報発信

## 資料3

## 令和2・3年度 補野市産業部で実施した新型コロナウイルスに係る経済対策

	名称	事業費(円)	支給対象	実施時期	実施内容	成果及び評価
1	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	28,000,000	飲食店・宿泊事業者	R2.4.1～R2.8.31 (完了)	4/27～5/6に営業自粛に応じた事業者に協力金を支給 支給対象事業者:200事業者 協力金支給額:20万円 事業者の種別:市内飲食業及び宿泊業	支給事業者:140件
2	新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券販売事業	167,531,552	販売:市民 換金:金融機関	R2.6.1～R2.12.28 (完了)	販売方法:1万5千円分の商品券を1万円で1世帯2セットまで販売 販売冊数:30,094冊 利用対象店舗:市内261事業所	販売冊数30,094冊 販売枚数902,820枚 換金枚数901,240枚 (換金率:99.8%)
3	中小企業経済変動対策資金利子補給事業(R2年度)	28,296,638	中小事業者	R2.4.1～R6.3.31	静岡県制度融資に対する実質融資利率を0.5%となるよう上乗せ。利子補給期間は当初から36月以内 SN4号保証:0.8% SN5号保証:0.9% 危機関連保証:0.8%	申込件数:44件 SN4号保証:15件 SN5号保証:8件 危機関連保証:21件 利子補給見込額:28,330千円(36ヶ月)
4	中小企業経済変動対策資金利子補給事業(R3年度)	621,803	中小事業者	R3.4.1～R7.3.31	静岡県制度融資に対する実質融資利率を0.5%となるよう上乗せ。利子補給期間は当初から36月以内 SN4号保証:0.8% SN5号保証:0.9% 危機関連保証:0.8%	申込件数:11件 SN4号保証:9件 SN5号保証:0件 危機関連保証:2件 利子補給見込額:622千円(36ヶ月)
5	中小小売店等事業継続支援事業①	17,005,890	PayPay利用者	R2.11.1～R3.11.30 (完了)	期間:11/1～11/30 内容:PayPay決済金額の20%を付与  ※付与上限:千円/回、1万円/期間 店舗数:317店舗	決済額伸び率:289.3% 経済波及効果:1億6,500万円
6	中小小売店等事業継続支援事業②	27,177,165	PayPay利用者	R3.2.1～R3.2.28 (完了)	期間:2/1～2/28 内容:PayPay決済金額の20%を付与  ※付与上限 千円/回、1万円/期間 店舗数:370店舗	決済額伸び率:369.3% 経済波及効果:2億3,600万円
7	中小小売店等事業継続支援事業③	30,701,112	PayPay利用者	R3.5.6～R3.5.31 (完了)	期間:5/6～5/31 内容:PayPay決済金額の20%を付与  ※付与上限 千円/回、1万円/期間 店舗数:404店舗	決済額伸び率:252.2% 経済波及効果:2億7,600万円
8	新型コロナウイルス感染症拡大防止環境整備事業者支援金	21,861,833	中小事業者	R3.11.1～R3.12.28 (完了)	支給額:3万円(1店舗)  ※バス・タクシー・代行は1台当たりにつき支給	支援金額:20,370千円 支払事業者:552件 支払い店舗:679店

## 資料 4

### 中小企業等振興推進会議の議題等

(産業振興部産業観光課)

#### 1 市の課題

- ◎ どのような支援事業が必要かについて、短期間で検討しなければならない場合が多く、日頃から多くの意見、支援が必要な事業業種や支援内容等について情報交換をして把握していくことが重要となる。また、活用方法については検討が必要となる。
- ・ コロナ対策事業には国からの地方創生臨時交付金(以下、「臨時交付金」とする)を活用している
  - ・ 臨時交付金を活用できる事業とできない事業がある
  - ・ 臨時交付金の活用は中小企業支援事業以外に市役所全体の事業にも活用されるため、配分される金額に応じて実施できる事業検討することとなる。
  - ・ 特定業種に偏らない事業支援を念頭に置いている。特定業種に支援する場合はその根拠が必要となる(公平性)
  - ・ どんな業種のどの事業所にどんな支援が必要なのかを把握することが難しい
  - ・ 近隣市町で実施している事業と比較されることが多い。ただ真似するだけではなくその事業が裾野市にふさわしい事業内容となっているかを見極める必要がある。

#### 2 今後の振興推進会議において考えられる協議テーマ(案)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内中小企業等への支援策
  - ・ 裾野市産業基本計画の内容検討について
  - ・ 合同就職面接会の手法
  - ・ 制度の周知方法について(メルマガ会員の増やし方、SNS の活用、事業者の対応力)
  - ・ ふるさと納税の活用方法(商品開発、すそのブランド認定品の販売促進)
  - ・ 市内中小企業の活用方法(優秀技能者の講演会、自社製品の PR 場所、当社は〇〇が得意です紹介の場など)
  - ・ 雇用の確保
  - ・ インターンシップへの取り組みについて(社会科見学の受け入れ)
- ※ 地域の振興や活性化のために必要な施策